

徳島市立学校における部活動の方針

令和8年4月
徳島市教育委員会

1 本方針策定の趣旨等

<部活動の意義>

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

<部活動の現状と課題>

- 今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

<本方針の対象>

- 義務教育である中学校の生徒の学校部活動を主な対象とする。高等学校段階についても原則として適用する。その際、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。また、小学校段階の文化部活動についても原則として適用する。その際、小学校段階では、児童の健康や発達段階について、十分考慮すること。

<本方針策定の趣旨>

- 令和7年12月、文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定した。その「IV 学校部活動の在り方」では、都道府県に対して、「部活動の在り方に関する方針」を策定することを求め、市区町村教育委員会等の学校設置者に対しても、「設置する学校に係る部活動の方針」を策

定することを求めている。

- これを受け、徳島市教育委員会では、国の「ガイドライン」に則り、県の「方針」を参考にして、「徳島市立学校部活動の方針」を策定した。本「方針」に基づいて、各学校で行われる部活動が、様々な課題を解決しつつ、より一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の成果が上がることを期待している。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

<徳島市教育委員会>

- 「部活動の在り方に関する方針」（徳島県教育委員会）を参考に、「徳島市立学校における部活動の方針」を策定する。
- 各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

<各学校>

- 校長は、「徳島市立学校における部活動の方針」（徳島市教育委員会）に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）等を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

<各学校>

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- 校長は、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を推進するため、運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、校内組織「部活動適正化推進委員会」を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の質の更なる向上を図る。
- 校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）

に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

- 校長は、顧問の教師等や保護者・生徒等への研修等の推進により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶についての共通理解の向上を図るとともに、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、不適切行為の未然防止を徹底する。

<徳島市教育委員会>

- 各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

<徳島県教育委員会・徳島市教育委員会>

- 部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

<各学校>

- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 校長及び部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境や徳島県教育委員会の熱中症対策ガイドライン(令和7年7月版)等を踏まえ、生徒の安全を最優先に考え、適切な練習等の実施時期・時間・場所の設定、運営上の工夫等を実施する。
- 運動部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 文化部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身の負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・

活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- 部活動顧問・部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるような指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

<徳島市教育委員会>

- 学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

<学期中>

- 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
 - ・平日は少なくとも1日を休養日とする。
 - ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

<長期休業中>

- 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

<1日の活動時間>

- 平日は長くとも2時間程度とする。
- 学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。
- 週あたりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- 早朝練習については、放課後の練習が、十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

(3) 適切な休養日等の徹底

<徳島市教育委員会>

○「徳島市立学校における部活動の方針」の策定に当たっては、「部活動の在り方に関する方針」（徳島県教育委員会）を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、各学校の方針や運用に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

<各学校>

○校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「徳島市立学校における部活動の方針」（徳島市教育委員会）に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

※休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日进行することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

<各学校>

○校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(具体的な例)

- ・運動部活動（複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動）
（競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動）
（体力づくりを目的とした活動）
（生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動）
- ・文化術活動（体験教室などの活動）
（レクリエーション的な活動）
（傷害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動できるアート活動）
（生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動）

○校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

<徳島市教育委員会・校長>

○部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生

徒の意思に反して強制的に加入させられることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域連携

＜徳島市教育委員会・校長＞

- 学校や地域の実態に応じて、地域スポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- 地域の実情に応じ、学校種を超え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- 地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- 学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

7 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

＜徳島県中学校体育連盟・徳島市教育委員会＞

- 中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

＜各学校＞

- 校長は、県中学校体育連盟及び徳島市教育委員会が定める大会数の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

8 付則

- 令和7年4月1日一部改訂
- 令和8年4月1日一部改訂

【徳島市立学校における「部活動適正化推進委員会」の設置について】

1 設置の目的

学校部活動は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営のための体制整備や、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するため、運営方法について検討・点検・協議を実施できるよう、各校に「部活動適正化推進委員会」を設置し、コンプライアンス意識及び前提的な活動の更なる質の向上を図る。

2 校内組織の構成例

部活動担当管理職

生徒指導主事・人権教育主事

各学年主任・各部活動顧問・部活動指導員・外部指導者 等

3 活動内容例

- ・「学校の部活動に係る活動方針」の策定に向けた協議
- ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者等対象の研修
学校部活動の位置づけ、教育的意義、指導に係る知識及び実技の質の向上
安全の確保や事故発生時の対応、体罰やハラスメントの根絶、サービス遵守など
- ・効果的・効率的な運営の事例を共有
練習時間の管理、外部指導者との連携、活動計画の作成・周知
- ・問題発生時に再発防止について協議
- ・年2回程度開催